

福山市立御野小学校 生徒指導規程

第1章 総則

この規程は、福山市立御野小学校（以下、御野小学校）の教育目標の達成をめざすためのものである。児童の安全と健全な成長及び人格の形成を目指すとともに、児童の主体性を養うことを目的として定める。

第2章 学校生活に関すること

第1条 登下校

登下校にあたっては、社会の一員として交通ルール及びマナーを守り安全に登下校する。

第2条 頭髪

頭髪については、学習活動や運動等の教育活動の妨げとならない清潔かつ自然な髪形とする。

第3条 不要物

学校生活上、不要なものは学校への持ち込みを禁止する。

第4条 服装等

規定服等、身なりについては清潔なものとする。

第3章 校外での生活に関すること

第1条 校外での生活

- ・校区外への外出は、保護者同伴とする。
- ・エアガン等危険な遊具は、家から持ち出さない。
- ・自転車に乗る際は、ヘルメットを着用し、交通ルールを守る。

第4章 ネットワーク等の利用に関すること

スマートフォン・パソコン・家庭用ゲーム機等、ネットワークの利用は、保護者の了解・監督のもと、学校生活や生活リズムに支障をきたすことがないように使用し、他人を傷つける行為を絶対にしない。

第5章 特別な指導に関すること

いじめ・法令法規に反する行為があった場合は、保護者と連携したうえで組織的に適切な指導を行う。

第6章 その他

第1条 既定の周知

児童を対象とする全校朝会や保護者を対象とする入学説明会、学級懇談会等で直接説明を行うと共に、家庭通信やホームページ等を通じ、周知を図る。

2020年（令和2年）4月1日 改定